

入札説明書受領書

件 名 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気 一式

会 社 名

電 話 番 号

氏 名

受領年月日 年 月 日

※受領時は名刺の提出（添付）もお願いいたします。

入 札 説 明 書

北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

令和 5 年 1 1 月 1 6 日 官報公告

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

入 札 説 明 書

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の特定調達契約に係る入札公告（令和５年１１月１６日付け）に基づく入札等については，１９９４年４月１５日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号），２０１２年３月３０日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他国際約束，国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計規則，国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則，国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学政府調達事務取扱細則，「政府調達手続に関する運用指針等について（平成２６年３月３１日関係省庁申合せ）」及び入札公告に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

１．契約担当役等

- （１） 契約担当役 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 理事 河野 広幸
- （２） 所属機関名 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 ◎調達機関番号 ４１５
- （３） 所在地 〒９２３－１２９２ 石川県能美市旭台１－１ ◎所在地番号 １７

２．調達内容

- （１） 品目分類番号 ２６
- （２） 購入等件名及び数量 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気 一式
- （３） 調達件名の特質等 仕様書で指定する特質等を有すること。
- （４） 納入期間 令和６年４月１日～令和７年３月３１日
- （５） 納入場所 北陸先端科学技術大学院大学石川キャンパス及びJAISTイノベーションプラザ（詳細は仕様書による）
- （６） 入札方法

① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は，契約条件を入札説明書，仕様書，契約書（案），物品供給契約基準及び国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の会計関係規則等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また，本件調達に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

- ② 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW 単価，同一月においては，単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh 単価，同一月においては，単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし，あらかじめ本学が別途提示する月ごとの契約電力及び予定使用電力量に従って計算した総価を記載すること。
- ③ 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので，競争加入者等は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ④ 入札書に記載する金額の算定に当たっては，あらかじめ本学が別途提示する力率に基づく割引又は割増を考慮することとし，燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

（7） 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- （1） 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第 31 条及び第 32 条に規定される次の事項に該当しない者であること。
 - ① 被保佐人，被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか，次の各号のいずれかに該当する者
 - （ア） 当該契約を締結する能力を有しない者
 - （イ） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （ウ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し，かつ，その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - （ア） 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （イ） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （ウ） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （エ） 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （オ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - （カ） 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人その他の使用人として使用した者
 - （キ） 前各号に該当する者を入札代理人として使用する者

- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和５年度に東海・北陸地域の「物品の販売」のＡ，Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

なお，競争参加資格を有しない競争加入者は，速やかに資格審査申請を行う必要がある。

- (3) 電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律に基づき，国等が排出する温室効果ガス等の削減を図るため，環境への負担の軽減に対する取組状況により，別紙１の別添で定める基準を満たす者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

４．入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類の提出場所，契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒９２３－１２９２ 石川県能美市旭台１－１

北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課調達係長 太田 啓一

TEL ０７６１－５１－１１１８

- (2) 入札書の受領期限

令和６年１月９日 １７時００分（郵送する場合には，受領期限までに必着のこと）

- (3) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は，入札説明書，仕様書，契約書（案）及び物品供給契約基準及び国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の会計関係規則等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において，当該入札説明書等に疑義がある場合は，上記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。
- ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式１の入札書を作成し，直接に提出する場合は封書に入れ封印し，かつ，その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「１月１９日開札 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気の入札書在中」と朱書しなければならない。

なお，入札書及び入札内訳書はホチキス留めし，割印し提出しなければならない。

(7) 供給物品名

(1) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。
以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「１月１９日開札 北陸先端科学技術大学院大学
で使用する電氣の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記４の（１）宛
に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑥ 下記５の（３）に示す競争参加資格の確認のための書類、および納入できることを証明する書類の提出については、入札書
とともに上記４の（２）に示す入札書の受領期限までに提出しなければならないものとする。

（４） 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 供給物品名及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人が入札する場合は、その氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判
然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であるこ
との表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本
人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理で
あることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤ 供給物品名に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学政府調達事務取扱細則第9条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

契約担当役は、競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該競争加入者等を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができるものとする。

(6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和6年1月19日 16時00分 北陸先端科学技術大学院大学産学官連携棟3階中会議室

(8) 開札

① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。

⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

⑥ 開札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行

う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の納入できることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の納入ができるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には無効とする。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 上記4の（3）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件を全て満たし、当該競争加入者等の入札価格が国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第39条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札関係職員以外の職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に通知する。
 - ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取交しをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取交しをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、当該相手方が契約書の案に記名押印したものを契約担当役に送付し、これに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 支払条件
- 供給した物品の代金は、毎月払いとし、各月毎の使用量の検針後、供給者の請求により所定の手続きを経て支払うものとする。
- (8) 調達件名の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、全て納入検査等の対象とする。
 - ② 落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

別紙 1

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

1. 競争参加資格の確認のための書類

- | | |
|---|-----|
| (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和5年度に東海・北陸地域の「物品の販売」の
A, B又はC等級の資格審査結果通知書の写し | 1 部 |
| (2) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第31条及び32条の規定に該当し
ないことを申出る書類 | 1 部 |
| (3) 小売電気事業の登録を受けている者であることの届出を行っている証拠書類の写し | 1 部 |
| (4) 入札説明書3の(4)に定める適合証明書（別添1） | 1 部 |
| (5) 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書（任意書式） | 1 部 |

2. 納入できることを証明する書類

- | | |
|--|-----|
| (1) 調達実績表
(別添2 令和3年度から令和5年度の間に本調達と同等又はそれ以上の電気調達の実績) | 1 部 |
| (2) 安定供給証明書（別添3） | 1 部 |
| (3) 接続供給契約証明書（別添4） | 1 部 |
| (4) 障害が発生した場合に迅速に対処できる体制図（様式任意） | 1 部 |
| (5) 会社概要 | 1 部 |
| (6) 参考見積書（別添5） | 1 部 |

(注) 上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

(代理委任状の記載例：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

委任者（競争加入者） ○○都○○区○○ 1-1-1
○○株式会社
代表取締役 ○○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一の権限を委任します。

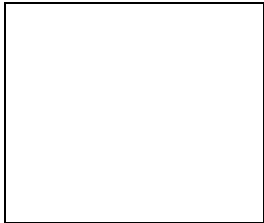
記

受任者（代理人） ○○県○○市○○ 2-2-2
○○株式会社
支店長 ○○○○○

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
 4. 契約物品の納入及び取下げに関する件
 5. 入札代金の請求及び受領に関する件
 6. 復代理人の選任に関する件
 7. 前各項のほか契約に関する一切の件

委任期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じて適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

(代理委任状の記載例：代理人が入札する場合)

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

委任者 住所
氏名

印

私は, を代理人と定め, 下記は一切の権限を委任します。

記

令和6年1月19日開札の貴大学において行なわれる北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気の一般競争入札に関する件

受任者使用印鑑



(代理委任状の記載例：復代理人が入札する場合)

委任状

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

委任者 住所
氏名

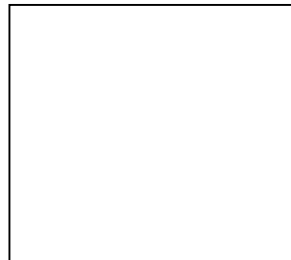
印

私は、 を の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和6年1月19日開札の貴大学において行なわれる北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気の一般競争入札に関する件

受任者使用印鑑



別紙様式 1

入 札 書

供給すべき物品名 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

入 札 金 額 金 円也

入札に関する条件を熟知し，上記物品を供給するものとして，上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

競争加入者 (住 所)
(氏 名，押印)

備考

- (1) 競争加入者の氏名は，法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し，かつ，押印すること。
- (3) 入札金額は別紙，入札内訳書に従って計算した総価である点に十分注意すること。

(別紙様式 1 の記載例：代理人が入札する場合)

入 札 書

供給すべき物品名 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

入 札 金 額 金 円也

入札に関する条件を熟知し、上記物品を供給するものとして、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

開札日ではなく、実際の提出日を記載願います。

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

競争加入者 ○○都○○区○○1-1-1
○○株式会社
代表取締役 ○○○○○

代 理 人 ○○株式会社
○○支店長 ○○○○○

印

代理人のところに
のみ押印願います

(別紙様式 1 の記載例：復代理人が入札する場合)

入 札 書

供給すべき物品名 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

入 札 金 額 金 円也

入札に関する条件を熟知し，上記物品を供給するものとして，上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

開札日ではなく、実際の提出日を記載願います。

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

競争加入者 ○○都○○区○○1-1-1
○○株式会社
代表取締役 ○○○○○

復 代 理 人 ○○○○○○ 印

復代理人のところに
のみ押印願います

入 札 書

供給すべき物品名 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

入札金額 金 円也

入札に関する条件を熟知し、上記物品を供給するものとして、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

競争加入者

入札内訳書

件名：北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

(1) 石川キャンパス

【常時供給電力】 (基本料金) ※予定力率は100とし、力率割引(割増)を考慮し、金額を記載する。				
	契約電力	1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)	力率割引 (割増)	契約電力×1kW当たり基本料金単価× 力率割引(割増) (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	3,200kW	円		円
令和6年5月	3,200kW	円		円
令和6年6月	3,200kW	円		円
令和6年7月	3,200kW	円		円
令和6年8月	3,200kW	円		円
令和6年9月	3,200kW	円		円
令和6年10月	3,200kW	円		円
令和6年11月	3,200kW	円		円
令和6年12月	3,200kW	円		円
令和7年1月	3,200kW	円		円
令和7年2月	3,200kW	円		円
令和7年3月	3,200kW	円		円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)				円・・・①

(電力量料金)			
	予定使用電力量	1kWh当たり電力量料金単価 (小数点以下を含むことができる)	予定使用電力量×1kWh当たり電力量 料金単価 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	1,100,491kWh	円	円
令和6年5月	1,127,119kWh	円	円
令和6年6月	1,253,245kWh	円	円
令和6年7月	1,532,643kWh	円	円
令和6年8月	1,640,079kWh	円	円
令和6年9月	1,429,582kWh	円	円
令和6年10月	1,218,700kWh	円	円
令和6年11月	1,162,406kWh	円	円
令和6年12月	1,390,718kWh	円	円
令和7年1月	1,424,780kWh	円	円
令和7年2月	1,289,505kWh	円	円
令和7年3月	1,218,756kWh	円	円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)			円・・・②

【予備電力(予備線)】

(基本料金)			
	契約電力	1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)	契約電力×1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	3,200kW	円	円
令和6年5月	3,200kW	円	円
令和6年6月	3,200kW	円	円
令和6年7月	3,200kW	円	円
令和6年8月	3,200kW	円	円
令和6年9月	3,200kW	円	円
令和6年10月	3,200kW	円	円
令和6年11月	3,200kW	円	円
令和6年12月	3,200kW	円	円
令和7年1月	3,200kW	円	円
令和7年2月	3,200kW	円	円
令和7年3月	3,200kW	円	円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)			円・・・③

石川キャンパス 計 ①+②+③ (小数点以下切り捨て)
円・・・④

(2) JAISTイノベーションプラザ

(基本料金) ※予定力率は100とし、力率割引(割増)を考慮し、金額を記載する。				
	契約電力	1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)	力率割引 (割増)	契約電力×1kW当たり基本料金単価× 力率割引 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	95kW	円		円
令和6年5月	95kW	円		円
令和6年6月	95kW	円		円
令和6年7月	95kW	円		円
令和6年8月	95kW	円		円
令和6年9月	95kW	円		円
令和6年10月	95kW	円		円
令和6年11月	95kW	円		円
令和6年12月	95kW	円		円
令和7年1月	95kW	円		円
令和7年2月	95kW	円		円
令和7年3月	95kW	円		円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)				円・・・⑤

(電力量料金)			
	予定使用電力量	1kWh当たり電力量料金単価 (小数点以下を含むことができる)	予定使用電力量×1kWh当たり電力量 料金単価 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	11,160kWh	円	円
令和6年5月	11,148kWh	円	円
令和6年6月	12,838kWh	円	円
令和6年7月	17,750kWh	円	円
令和6年8月	18,656kWh	円	円
令和6年9月	17,839kWh	円	円
令和6年10月	11,772kWh	円	円
令和6年11月	12,144kWh	円	円
令和6年12月	15,582kWh	円	円
令和7年1月	16,374kWh	円	円
令和7年2月	14,952kWh	円	円
令和7年3月	13,722kWh	円	円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)			円・・・⑥

JAISTイノベーションプラザ 計 ⑤+⑥ (小数点以下切り捨て)
円・・・⑦

総合計(税込) ④+⑦	円・・・⑧
消費税等相当額(小数点以下切り捨て) ⑧×10/110	円・・・⑨
入札金額(税抜) ⑧-⑨	円

申 出 書

弊社は、「北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気一式」の一般競争入札の参加において、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学会計事務取扱規則第31条及び32条の規定に該当しないことを申出ます。

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

競争加入者

(住所)

(氏名)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
	0.600 以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	2 0
	5.00%以上 8.00%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- ・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

適合証明書

令和 年 月 日

住所 ○○県○○市○○

会 社 名 ○○株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法			番 号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他 (	)		

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和 3 年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO2/kWh)		
②	令和 3 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 3 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、 地域における再エネの創出・利用の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添1により算出した値を記載すること。

注 3) 1 の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2 の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

(表) 別添 1 の「各用語の定義」

用 語	定 義
①令和 3 年度 1kWh 当たりの二 酸化炭素排出係 数	「令和 3 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 3 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和 3 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和 3 年度の 未利用エネルギー 活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 3 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) kWh) を 令和 3 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 3 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 3 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) (以下「FIT 法」という。) 第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)

	③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和3年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ ①令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ②令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量（kWh） ④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。） ⑦令和3年度の供給電力量（需要端（kWh）） 1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

	3. 令和3年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

【調達実績表記載例】

調 達 実 績 表

令和 年 月 日

住 所 〇〇県〇〇市
 〇〇株式会社
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

契約の相手方	契約電力	年間電気使用量	契約期間

安定供給証明書

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

住 所 ○○県○○市
○○株式会社
氏 名 代表取締役 ○○ ○○

納入物品及び数量 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気 一式

納 入 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

上記物品の納入につきまして、弊社は、貴学の指定する期間、電力を安定的に供給することを証明します。

接続供給契約証明書

令和 年 月 日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 御中

住 所 ○○県○○市
○○株式会社
氏 名 代表取締役 ○○ ○○

納入物品及び数量 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気 一式

納 入 期 間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日

貴学へ電力を供給するために必要な、北陸管内の一般電気事業者と接続供給契約を締結することを証明します。

参考見積書

件名：北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

(1) 石川キャンパス

【常時供給電力】

(基本料金) ※予定力率は100とし、力率割引(割増)を考慮し、金額を記載する。

	契約電力	1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)	力率割引 (割増)	契約電力×1kW当たり基本料金単価× 力率割引(割増) (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	3, 200 kW	円		円
令和6年5月	3, 200 kW	円		円
令和6年6月	3, 200 kW	円		円
令和6年7月	3, 200 kW	円		円
令和6年8月	3, 200 kW	円		円
令和6年9月	3, 200 kW	円		円
令和6年10月	3, 200 kW	円		円
令和6年11月	3, 200 kW	円		円
令和6年12月	3, 200 kW	円		円
令和7年1月	3, 200 kW	円		円
令和7年2月	3, 200 kW	円		円
令和7年3月	3, 200 kW	円		円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)				円

・・・①

(電力量料金)

	予定使用電力量	1kWh当たり電力量料金単価 (小数点以下を含むことができる)	予定使用電力量×1kWh当たり電力量 料金単価 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	1, 100, 491 kWh	円	円
令和6年5月	1, 127, 119 kWh	円	円
令和6年6月	1, 253, 245 kWh	円	円
令和6年7月	1, 532, 643 kWh	円	円
令和6年8月	1, 640, 079 kWh	円	円
令和6年9月	1, 429, 582 kWh	円	円
令和6年10月	1, 218, 700 kWh	円	円
令和6年11月	1, 162, 406 kWh	円	円
令和6年12月	1, 390, 718 kWh	円	円
令和7年1月	1, 424, 780 kWh	円	円
令和7年2月	1, 289, 505 kWh	円	円
令和7年3月	1, 218, 756 kWh	円	円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)			円

・・・②

【予備電力(予備線)】

(基本料金)

	契約電力	1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)	契約電力×1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	3, 200 kW	円	円
令和6年5月	3, 200 kW	円	円
令和6年6月	3, 200 kW	円	円
令和6年7月	3, 200 kW	円	円
令和6年8月	3, 200 kW	円	円
令和6年9月	3, 200 kW	円	円
令和6年10月	3, 200 kW	円	円
令和6年11月	3, 200 kW	円	円
令和6年12月	3, 200 kW	円	円
令和7年1月	3, 200 kW	円	円
令和7年2月	3, 200 kW	円	円
令和7年3月	3, 200 kW	円	円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)			円

・・・③

石川キャンパス 計 ①+②+③ (小数点以下切り捨て)
円

・・・④

(2) JAISTイノベーションプラザ

(基本料金) ※予定力率は100とし、力率割引(割増)を考慮し、金額を記載する。

	契約電力	1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)	力率割引 (割増)	契約電力×1kW当たり基本料金単価 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	95 kW	円		円
令和6年5月	95 kW	円		円
令和6年6月	95 kW	円		円
令和6年7月	95 kW	円		円
令和6年8月	95 kW	円		円
令和6年9月	95 kW	円		円
令和6年10月	95 kW	円		円
令和6年11月	95 kW	円		円
令和6年12月	95 kW	円		円
令和7年1月	95 kW	円		円
令和7年2月	95 kW	円		円
令和7年3月	95 kW	円		円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)				円

・・・⑤

(電力量料金)

	予定使用電力量	1kWh当たり電力量料金単価 (小数点以下を含むことができる)	予定使用電力量×1kWh当たり電力量 料金単価 (小数点以下を含むことができる)
令和6年4月	11, 160 kWh	円	円
令和6年5月	11, 148 kWh	円	円
令和6年6月	12, 838 kWh	円	円
令和6年7月	17, 750 kWh	円	円
令和6年8月	18, 656 kWh	円	円
令和6年9月	17, 839 kWh	円	円
令和6年10月	11, 772 kWh	円	円
令和6年11月	12, 144 kWh	円	円
令和6年12月	15, 582 kWh	円	円
令和7年1月	16, 374 kWh	円	円
令和7年2月	14, 952 kWh	円	円
令和7年3月	13, 722 kWh	円	円
1年間 計(消費税及び地方消費税額を含む)			円

・・・⑥

JAISTイノベーションプラザ 計 ⑤+⑥ (小数点以下切り捨て)
円

・・・⑦

総合計(税込) ④+⑦	円
消費税等相当額(小数点以下切り捨て) ⑧×10/110	円
見積金額(税抜) ⑧-⑨	円

・・・⑧

・・・⑨

(住所)

(氏名)

この様式は参考ですので、様式にとらわれず貴社様式にて作成して構いません。
なお、石川キャンパスとJAISTイノベーションプラザの合計金額を記載し、
それぞれの内訳が分かるように作成願います。

物 品 供 給 契 約 書 (案)

供給すべき物品名 北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 契約担当役 理事 河野 広幸（以下、発注者という）と
（以下、供給者という）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、次の条項により供給契約を結ぶものとする。

第 1 条 供給者は、別添の仕様書に基づき北陸先端科学技術大学院大学で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は供給者にその対価を支払うものとする。

第 2 条 契約単価は別表のとおりとする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、契約金額に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

第 3 条 納入場所及び供給期間は、下記のとおりとする。

納入場所 ①石川県能美市旭台 1 丁目 1 番地 北陸先端科学技術大学院大学石川キャンパス

②石川県能美市旭台 2 丁目 1 3 番地 北陸先端科学技術大学院大学 JAIST イノベーションプラザ

供給期間 令和 6 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分から令和 7 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分まで

第 4 条 供給者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

第 5 条 発注者及び供給者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及び、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第 3 条に規定する契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

第 6 条 供給者は、供給者が定める電気供給条件に基づき使用電力量を算定し、その結果について発注者の指定する職員の検査を受けるものとする。

第 7 条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用量を上回り、又は下回ることができる。

第 8 条 料金の算定は検針期間毎に行い、以下の方式で算定した各料金を合計したものとする。

(1) 基本料金 契約電力及び第 2 条第 1 項に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価× $(1.85 - \text{力率} / 100)$

(2) 電力量料金 使用電力量及び第 2 条第 1 項に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

(3) 予備線料金 契約電力及び第 2 条第 1 項に定める予備線料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・予備線料金＝契約電力×予備線料金単価

(4) 燃料費等調整額 燃料費等調整額は、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が採用する「燃料費調整単価」と「市場価格調整単価」を合計した「燃料費等調整単価」を用いて以下の算式により算出する。

・燃料費等調整額＝使用電力量× $(\pm \text{燃料費等調整単価})$

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件による。

第 9 条 供給者は、第 6 条の規定による検査に合格したときは発注者に対し、適法な請求書により請求するものとする。

2 供給者は、供給した物品の代価について検針期間毎にとりまとめ、北陸先端科学技術大学院大学総務部会計課へ代金請求書を提出するものとする。

3 供給者への支払いは、口座振込もしくは自動引落によることとし、電気の供給を受けた月の翌月末までに支払うものとする。

第 10 条 契約保証金は免除する。

第 11 条 発注者は、供給者が本契約書の各条項に違反した場合、供給者の意思にかかわらずこの契約を解除することができるものとする。

第 12 条 天災地変、著しい経済情勢の変動があった場合、その他やむを得ない事由により、この契約内容を変更するときは、発注者は供給者との間において、協議して変更することができるものとする。

第 13 条 供給者の責に帰すべき事由により納入期日に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを供給者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

第 14 条 本契約において、発注者が契約電力（別表（1）石川キャンパスにかかるものに限る。以下同じ。）を超えて電気を使用する等、本契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には、発注者・供給者は第 2 条第 1 項に掲げる契約電力をすみやかに適正なものに変更するものとする。

- 第 15条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。
- 第 16条 この契約書に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者と供給者との間において協議して定めるものとする。
- 第 17条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学が定めた物品供給契約基準（以下「物品供給契約基準」という。）及び会計規則等によるものとする。
- 2 物品供給契約基準第 20 の 2 第 1 項に該当する場合において、違約金の算出の基準となるこの契約の契約金額は、第 2 条第 1 項の電力量料金単価に納入予定数量を乗じて計算した額と契約電力に基本料金単価を乗じて計算した額の合計額とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・供給者は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 石川県能美市旭台 1 丁目 1 番地
 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
 契約担当役 理事 河 野 広 幸

供給者

別表（第2条第1項関係）

(1)

【石川キャンパス】 常時供給電力	基本料金		電力量料金	
	契約電力	1kW 当たり基本料金単価 (消費税及び地方消費税額を含む)	予定使用電力量	1kWh 当たり電力量料金単価 (消費税及び地方消費税額を含む)
令和6年4月	3, 200 kW	円	1, 100, 491 kWh	円
令和6年5月	3, 200 kW	円	1, 127, 119 kWh	円
令和6年6月	3, 200 kW	円	1, 253, 245 kWh	円
令和6年7月	3, 200 kW	円	1, 532, 643 kWh	円
令和6年8月	3, 200 kW	円	1, 640, 079 kWh	円
令和6年9月	3, 200 kW	円	1, 429, 582 kWh	円
令和6年10月	3, 200 kW	円	1, 218, 700 kWh	円
令和6年11月	3, 200 kW	円	1, 162, 406 kWh	円
令和6年12月	3, 200 kW	円	1, 390, 718 kWh	円
令和7年1月	3, 200 kW	円	1, 424, 780 kWh	円
令和7年2月	3, 200 kW	円	1, 289, 505 kWh	円
令和7年3月	3, 200 kW	円	1, 218, 756 kWh	円

【石川キャンパス】 予備電力 (予備線)	基本料金	
	契約電力	1kW 当たり基本料金単価 (消費税及び地方消費税額を含む)
令和6年4月	3, 200 kW	円
令和6年5月	3, 200 kW	円
令和6年6月	3, 200 kW	円
令和6年7月	3, 200 kW	円
令和6年8月	3, 200 kW	円
令和6年9月	3, 200 kW	円
令和6年10月	3, 200 kW	円
令和6年11月	3, 200 kW	円
令和6年12月	3, 200 kW	円
令和7年1月	3, 200 kW	円
令和7年2月	3, 200 kW	円
令和7年3月	3, 200 kW	円

(2)

【JAISTバージョンブラザ】 常時供給電力	基本料金		電力量料金	
	契約電力	1kW 当たり基本料金単価 (消費税及び地方消費税額を含む)	予定使用電力量	1kWh 当たり電力量料金単価 (消費税及び地方消費税額を含む)
令和6年4月	9 5 k W	円	1 1, 1 6 0 k W h	円
令和6年5月	9 5 k W	円	1 1, 1 4 8 k W h	円
令和6年6月	9 5 k W	円	1 2, 8 3 8 k W h	円
令和6年7月	9 5 k W	円	1 7, 7 5 0 k W h	円
令和6年8月	9 5 k W	円	1 8, 6 5 6 k W h	円
令和6年9月	9 5 k W	円	1 7, 8 3 9 k W h	円
令和6年10月	9 5 k W	円	1 1, 7 7 2 k W h	円
令和6年11月	9 5 k W	円	1 2, 1 4 4 k W h	円
令和6年12月	9 5 k W	円	1 5, 5 8 2 k W h	円
令和7年1月	9 5 k W	円	1 6, 3 7 4 k W h	円
令和7年2月	9 5 k W	円	1 4, 9 5 2 k W h	円
令和7年3月	9 5 k W	円	1 3, 7 2 2 k W h	円

別記第4号

物品供給契約基準

この基準は、物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び供給者は、契約書及びこの契約基準に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 供給者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に発注者に引き渡すものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。
- 3 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 契約書及びこの契約基準における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2 供給者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 供給者は、この契約の目的物及び第9第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 供給者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る売買に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、供給者の売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 供給者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る売買以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(供給者の請求による納入期限の延長)

- 第3 供給者は、天候の不良その他供給者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに供給契約の目的である物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(著しく短い納入期限の禁止)

- 第4 発注者は、納入期限の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(発注者の請求による納入期限の短縮又は延長)

第5 発注者は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、供給者に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

(納入期限の変更方法)

第6 納入期限の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。

- 2 前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日(第2の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第3の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

第7 供給者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を供給者に通知しなければならない。
- 3 供給者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納し、検査を受けなければならない。

(売買代金の支払)

第8 供給者は、第7第2項又は第3項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受領した日の属する月の翌月末までに売買代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第7第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第9 供給者は、物品の完納前に、物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 供給者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を供給者に通知しなければならない。
- 4 供給者は、前項の規定による確認があったときは、物品代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、適正な請求書を受領した日の属する月の翌末日までに部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、第3項に規定する検査において確認した物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額とする。
- 6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「売買代金相当額」とあるのは「売買代金相当額から既に部分払の対象となった売買代金相当額を控除した額」とするものとする。

(契約不適合責任)

第10 発注者は、引き渡されたこの契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、供給者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、供給者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約の目的物の性質又は当時者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約保証金）

第11 供給者は、契約保証金を納付した契約において、売買代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総売買代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 供給者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、本学に帰属するものとする。

（発注者の催告による解除権）

第12 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第2第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。

(3) その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みがないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第10第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第13 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2第1項の規定に違反して売買代金債権を譲渡したとき。

(2) 第2第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該物品供給以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完納することができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡されたこの契約の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び供給しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- (5) 供給者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 供給者の債務の一部の履行が不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が第12の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第16又は第17の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、供給者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14 第12各号又は第13各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第12及び第13の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第15 発注者は、物品が完納するまでの間は、第12又は第13の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と供給者とが協議して定める。

（供給者の催告による解除権）

第16 供給者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（供給者の催告によらない解除権）

第17 供給者は、天災その他避けることのできない事由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったときは、この契約を解除することができる。

（供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18 第16又は第17に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、第16又は第17の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第19 発注者は、物品の完納前にこの契約を解除された場合においては、物品の納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、供給者の負担とする。

3 物品の完納後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び供給者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第20 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第12又は第13の規定により、この契約の目的物の完納後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、供給者は、売買代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第12又は第13の規定により、この契約の目的物の完納前にこの契約が解除されたとき。

(2) この契約の目的物の完納前に、供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を請求することができる。

6 第2項の場合（第13第9号又は第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第11の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第20の2 供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の

1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、供給者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 供給者（供給者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 供給者は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 供給者は、この契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（供給者の損害賠償請求等）

第21 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16又は第17の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8第2項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第22 発注者は、契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下第22において「請求等」という。）をすることができない。ただし、供給者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の通知は、不適合の種類やおおよその範囲を通知する。
- 3 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 4 前各項の規定は、契約不適合が供給者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する供給者の責任は、民法の定めるところによる。
- 5 引き渡された契約の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、供給者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第23 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学債権管理細則（以下「債権管理細則」という。）第11条第1項に定める割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき債権管理細則第11条第1項に定める割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第24 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。
の例による。